

魅力ある県立高校づくりアドバイザー会議会場傍聴要領

1 趣旨

この要領は、魅力ある県立高校づくりアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の傍聴の手続、傍聴者の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、15人とする。

3 傍聴の手続等

- (1) 傍聴の受付は、アドバイザー会議の開会30分前から、アドバイザー会議開催場所の入口前で行う。
- (2) アドバイザー会議を傍聴しようとする者は、前記(1)の受付時間内に、会場傍聴申込書(様式1)を提出しなければならない。
- (3) アドバイザー会議の開会10分前において、アドバイザー会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定の上、傍聴券(様式2)を交付する。なお、定員を超えていない場合は、定員に達するまで傍聴券を交付する。
- (4) 傍聴者は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 報道関係者の傍聴

上記2及び3の規定に関わらず、報道機関に所属する者で魅力ある県立学校づくり推進委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けてアドバイザー会議を傍聴することができる。

5 入場

- (1) 傍聴者（上記4により傍聴券の交付を受けた報道関係者を含む。以下同じ。）は、係員の指示に従い、入場しなければならない。
- (2) 傍聴者は、入場の際、係員に傍聴券を提示し、所定の傍聴席に着かなければならない。

6 入場の禁止

- (1) 次のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。
 - ア 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

7 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ア 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- イ 私語、談話、拍手その他騒ぎ立てる行為等をしないこと。
- ウ 飲食又は喫煙をしないこと。
- エ みだりに席を離れないこと。
- オ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- カ 携帯電話の電源を切ること。
- キ 上記アからカまでに掲げるもののほか、アドバイザー会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

8 非公開とされた場合の退場

会議が非公開とされた場合は、傍聴者は速やかに退場しなければならない。

9 委員長の指示

上記6から8までに規定するもののほか、傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

10 違反に対する措置

- (1) 委員長は、傍聴者がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴者は、委員長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。